

## 令和5年度第2回鹿児島県障害者施策推進協議会 議事要旨

### 1 開催日時

令和6年1月30日（火） 午後2時から午後3時30分

### 2 場所

鹿児島県庁6階大会議室

### 3 出席者

- ・ 委員 19名中14名
- ・ 事務局 障害福祉課長，障害者支援室長，精神保健福祉対策監ほか

### 4 議事録

#### (1) 開会

14名の委員と2名の代理が出席し，委員の半数以上が出席。

#### (2) 協議事項

次期障害者計画素案について

- ① 事務局説明
- ② 質疑応答

#### 【委員】

難聴児のスクリーニングについて，難聴児を新生児期に見つけて教育機関に滑らかにつなぐことが必要。そのことについて，取り組みを進める，体制を作るとなっているが，具体的にどのようなことをするのか。産婦人科の医院や病院，耳鼻科，小児科など，様々な団体が関係している。その繋ぎをしてくれるのか，もうできているのか，その部分について，まだ理解できていないので，教えてほしい。

#### 【事務局】

新生児聴覚スクリーニング等環境整備協議会が既に設置されており，様々な医療関係機関が入って，協議されているところ。

この協議会を引き続き進めていくことと併せて，6ページの1つ目に，「保健，医療，福祉，教育等の関係機関，団体等による協議，情報交換の場の設置

や、難聴児支援にかかる言語聴覚士等の専門家の活用を検討する」といったところを今度の計画において、新たに検討していきたいと考えている。

**【委員】**

言語聴覚士が足りないと現場からよく聞かすが、そこを強化できるように県が働きかけてくださると考えてよろしいか。

**【事務局】**

現時点でこういった形の取り組みにするかというところまで詳細は詰めていないが、詳細については、今後関係者の御意見等もお聞きしながら検討していきたい。

**【委員】**

耳鼻科の医師から聞いたが、最近見つかっている難聴児で、うまく教育施設に繋がっていない人が発見されてしまうケースがある。

そういったケースに関する調査を、県として行っているのか。

**【事務局】**

行っている。

新生児のスクリーニング協議会で再検査になった子達が、療育支援施設に繋がるように紹介票の準備等を検討している。

現在であれば、ろう学校の乳幼児教育になってしまうが、そこにうまく繋ぐような形を今後の体制として検討していく。

一方で、ろう学校でも、学校の先生たちが一生懸命行っているが、やはり、言語聴覚士の専門的な助言なども言葉の発育の部分で欲しいということなので、そちらの支援ができるような体制を今から検討していく。

**【委員】**

重度心身障害者医療費助成制度における現物給付について、県はどのように考えているか。

**【事務局】**

重度心身障害者医療費助成制度については、昨年、関係する医療や市町村等の関係機関の会議を開催し、制度変更について御了解をいただいている。制度の変更内容として、現在、償還払いのものを自動償還払いにすることで御了承いただいた。

今年度はそれに基づき、市町村や審査支払をする国保連等のシステム改修を進めており、令和6年7月から自動償還払いなどの制度改正の新たな制度を始めるといふことで公表しているところ。

議会等でも質問等をいただいているが、現物給付については、県や市町村の財政的な負担も増えるといふところもあり、新たにスタートする自動償還払いについて見極める必要があるといふことで、お答えしている。

また、この計画とは別に、障害者基本法に基づいて策定する障害者計画があり、こちらの方は、障害者の政策に関して幅広く施策を位置付けている。

障害者計画に重度心身障害者への医療費助成制度のことについては記載をしている。

### 【委員】

災害時における避難所の運営において、障害者への出来る配慮について、御協力いただくような記載等はできないか。

例えば、17ページの4番に、障害福祉サービス提供体制の充実の中の項目で記載してもらうのか、あるいは、33ページになってしまうが、(9)離島における対策の後に、(10)という形で御考慮できないか。

当然、障害を持っている方は様々な障害があるので、色々と配慮すべきであるが、例えば、阿久根市で行っているのは、盲導犬や介助犬を含めたペットを連れている方への避難の配慮についてである。

避難される方にとっては、動物アレルギーがある方など、前向きでない考え方もいるので、市としては、場所を区別して避難いただくといふような配慮をさせていただいている。

こういったところまで詳しく記載する必要はないと思うが、何らかの出来る対応について少し御考慮いただければと思った。

### 【事務局】

別途、昨年度策定した障害者計画において基本的な施策について幅広く位置付けており、こちらの中に「防災防犯等の推進」という項目がある。避難所のバリアフリー化や避難所においての手話等によるコミュニケーション手段の確保、障害特性に応じた支援を得ることができるようにするなど、配慮が必要な方に対する支援について記載をしている。

障害者計画に基づき、こういった取り組みについては進めていきたいと考えている。

### 【委員】

動物と同行避難ということについては、ペットを飼っている方にとっては当然の要望だと思う。また一方で、動物アレルギーの方や匂いを気にされる方等もいらっしゃるという状況もある。

具体的に市町村の方で避難所を設置する場合は、例えばゲージを用意して区分するとか、避難する時に吠える等がないように、飼い主の方できちんと教育をしておくというようなことを県の方から各市町村にお願いしている。

いくつかの市町村ではそういう取り組みも進んでいるが、まだできてないところもあるので、そこについては引き続き県としても助言等したいと考えている。

### 【委員】

障害児の支援に関して2点質問がある。

24ページ、この計画期間中において重点的に取り組む施策の中の、市町村域の支援体制の2段落目、令和6年4月から施行される改正児童福祉法において児童発達支援センターが地域の障害性の中核的役割を担うことが明確化されたことから、児童発達支援センターを中核として支援体制の構築を図れるよう、市町村に対する助言や情報提供に努めますと、新規の内容として記載されているが、これに関して具体的な方策が見当たらない。実現するための具体的な方策はどのようなことをお考えなのか御説明をお願いしたい。

2点目は、27ページに障害児施設に入所する児童の移行調整ということで、今後障害児入所施設から大人の障害者施策に円滑に移行するために、県が移行調整の主体となって協議の場を設けるとというのが、国の方針としても示されて、県にもこの計画の中に盛り込まれているところである。

移行調整の主体は、県の本庁の障害福祉課なのか、地域振興局なのか、あるいは児童相談所なのか、具体的に実施の取りまとめをどこが行うのかということについてお示しいただきたい。

### 【事務局】

児童発達支援センターが中核的役割を果たすということで、こちらについては、国の指針でも定められて新たに設けられた項目である。各市町村においても、児童発達支援センターを1か所以上設置することが、目標として指針でうたわれている。

そういった指針に基づいて、市町村の各障害福祉計画においても同様の項目が設けられていくことになると思うが、県としては、市町村に対して、アドバイザーを活用したり、助言を行ったり、児童発達支援センターに対する研修な

ども実施をしているので、そういった研修等の活用を通して支援をしていきたいと考えている。

移行調整に関しては、平成30年から令和2年にかけて、関係団体、知的障害者福祉協会とか障害者の入所施設や、障害者支援施設等の関係者で構成する障害児入所施設児童にかかる障害者施設等への円滑な移行に関する意見交換会を開催してきた。その意見を受けて、令和3年度に障害児の移行支援のための調整会議の運営イメージを策定した。

その中で、基本的には、各障害児の入所施設の職員等が市町村とか関係機関と連携して移行調整を行うが、移行調整が困難なケースについては県が主体となる。県の主体は、措置ケースについては児童の場合だと措置しているのが児童相談所になるため各児童相談所、契約ケースは振興局・支庁になる。

#### 【委員】

児相や地域振興局がそのような役割を担うということを理解していただきたい。

1点目に関しては、確かに市町村が児童発達支援センターを置くということになっている。しかし、こういう中核的な役割を担うというものを市町村任せにしても、なかなかうまくいかないと思っている。

鹿児島市内10数か所あるが、市町村でバラバラな状況がある。

県も、こども総合療育センターもあることから、ぜひ、そういった機能を活用して、障害児支援の中核的な役割を担えるようなものにしていただきたい。

児童発達支援事業所がものすごい数で、全国的にも増えており、中身はかなり玉石混交で、相当なばらつきがあると思っている。

発達支援が必要な子供たちにより良い療育を提供できる事業所をしっかり育成していくという意味では、この児童発達支援センターの発達・役割は非常に大きいと考えるため、市町村任せということではなく県もしっかりと質が高まるような取り組みをいただければと思う。

#### 【委員】

乳幼児と最初に関わってくださるのは保健師である。乳幼児検診での保健師の関わり方や見方によって、子供の方向性が変わってくる場合がある。保健師さんの見る目の質の高さが大事だと思っている。

#### 【事務局】

直接保健師の話と関連するか分からないが、24ページに市町村域での支援体制ということで、そういった趣旨の等を記載している。

県としては、市町村への支援を通じてこういった体制が確保できるように努めていきたい。

#### 【委員】

今回の法改正により、訪問介護のみ報酬が下がったことで閉鎖する事業所が増えることが予想される。

障害福祉サービスの見込みを見ていくと、訪問系サービスが毎年増える方向にある。

訪問系サービスが受けられなくなる人が出てくることの予測や、そういう場合はどうしたらいいのかという課題などをお考えになられているか。

#### 【事務局】

報酬の改定の件については、新聞報道等や国の資料などで承知している。

県の見込量については、基本的に市町村の見込量をベースにしており、報酬の影響がどの程度あるのかというところまでは見込めない状況である。

先ほどおっしゃっていた、介護の経営に関する御懸念があるかと思うので、県としては、人材の確保が図られるよう、例えば補助事業を活用して、介護を担う方の賃金が上がるように、各事業所に対して補助をしていくなどを予算で計上をするなどして、人材確保に努めていきたい。

#### 【委員】

前回意見である研修について盛り込んでいただいたのは良かったと思う。

事業所については、特に郡部・離島は人が少なく環境も良くない。そういった地域の訪問介護事業所が存続できるような環境作りをぜひ考えていただきたい。

#### 【委員】

2点お伺いしたい。

知的障害者と発達障害の両方が重なっている御家族、あるいは御本人の相談が増加している。

発達障害が疑われる子供たちの支援はどこに繋がっているのか、あるいは発達障害の疑いや、非常に困り感のある発達障害者に関する盛り込みはあるのか。

もう1つは、重心手当と高額医療制度との関わりにおいて、なぜ2重の手続きになっているのか。

## 【事務局】

1点目の発達障害児，発達障害者への支援ということで，発達障害児の支援については，療育センターの方が県の方にあるが，市町村の方で支援が必要な方がいた場合に，市町村で例えば必ずしも医療に繋がなくてもいいような子どもがいる場合には，地域の福祉や教育が連携して対応する。その上で，医療が必要な方については，センターに紹介をしていただくということで，紹介票というシステムを運用しており，紹介票を作成する中でいろんな関係機関が連携をしていけるように，地域における支援体制づくりというのを療育センターが中心となって進めているところ。

それから，障害者については資料の62ページの地域生活支援事業という中に(1)専門性の高い相談支援があり，1番上に発達障害者支援センター運営事業がある。

設置されているのは，こども総合療育センターの中に，発達支援を担当する部署があり，そちらの方がこのセンターを兼ねて運営をしている。

発達障害の大人の方も含めた，発達障害のある方からの御相談を適切な関係機関につないでいくといったように対応している。

もう1点の重度心身障害者の助成制度については，詳細な資料がないため，後ほどお答えさせていただきたい。

## 【委員】

発達支援の話だが，教育を受けるのに就学前は発達支援事業所とかセンターに行き，就学してからはその立場が放課後デイになると考えているが，学校の修学の仕方が普通学級だと，放課後デイサービスなどの療育サービスを使えない市町村がある。発達障害児の知能が高かった場合等が考慮されていないと感じるが，これは県の方針であるか。

また，このような市町村に対して県から指導を行わないのか。

## 【事務局】

県の方針として，そのような指導はしてない。

障害児サービスの給付については市町村の方が決定をしている。

国の方で基準も示されており，これに基づき判断をしていると考える。

県としては，個別具体的な中身については，市町村の意見も踏まえないと一概に言えないが，国が定める給付決定の手続きや認定の基準に基づくように，市町村に周知をしてきたいと思っている。

### 【委員】

普通クラスにいながら、療育を利用されている方はいると認識はしているが、そういった話は聞いたことがなかったので、認識を改めないといけないと感じた。

また、そういう話があれば、情報共有をして、どういう状態でそういうことになっているのか少し調べてみたいと思う。各市町村によって状況も当然違うだろうし、場合によってはサービス提供をしたいと思ってもできない場合もあるのかもしれないので、そこを確認しないと軽はずみなことは言えないということもある。

### 【会長】

この1か月にいろんな変化があり、1つは、やはり災害があった。委員がおっしゃったように、障害者の皆さんの福祉の向上にも大変なことだと思うので、別計画（障害者計画）を去年策定したということだったので、もう1回見直していただく必要があるのではないか。

また、国の将来推定人口が各県別や市町村別で出た。ものすごい数字であった。

今日お見えの阿久根市長のところは2050年には半分になるということだった。人口が減るのはいいが、15歳から64歳までの人口が減るわけで、労働力人口が減るといのは大変なこと。

また、障害福祉人材の確保は皆さん共通して課題だと思うので、この計画はご了承いただいたわけだが、PDCAサイクルも出てきたので、ぜひその検証していただいて、確保のための努力を一緒になってできるように、県としても尽力していただきたいなとお願いを申し上げたいと思う。

それでは、本日の協議を終了する。

### 【事務局】

以上をもって、令和5年度第2回鹿児島県障害者施策推進協議会を閉会する。